

第10問(元判：最判昭和37年3月23日)

甲(32歳：男性)と乙(30歳：女性)は8年間連れ添っている夫婦であったが、夫婦生活は破綻をきたしており、甲は丙(22歳：女性)との不倫関係にあった。甲は乙を常々憎らしく思っており、夫婦間に子供もいなかったことから、事故死に見せかけて乙に掛けてある保険金を詐取しようと考え、丙に話をもちかけたところ、丙も甲と結婚するためには乙が邪魔だと考えていたことから、乙を殺害しようとするに至った。二人で乙の殺害方法を相談した結果、静脈に空気を注射すれば事故死に見せかけることができると考え、丙が看護師役となり注射をするための準備をした。

平成21年6月1日午後2時ごろ、甲と丙は甲宅において、「丙は高校の同級生で、現在看護師をしている」「栄養剤を打ってやる」などとして乙を騙し承諾を得たうえで、甲の手伝いのもと丙が乙の腕の静脈内に蒸留水とともに約40ccの空気を注入した。甲と丙は乙の死を期待してしばらく様子を見ていたが、注入された空気が致死量になかったこともあり、乙の様子が変わらず死に至らなかったことから、それ以上の行動をあきらめた。

しかし、乙殺害をあきらめきれなかった甲は、翌日午後1時ごろ甲宅の寝室において乙の頸を絞め同人を殺害し、自己の犯行を隠すため寝室を荒らし強盗が入ったかのように見せかけてすぐさま逃走した。

同じころ、甲と同様に乙殺害をあきらめきれなかった丙は甲の犯行を知らず、乙が自宅にいと認識しながら、甲が外出したことを確認したのち、午後1時15分ごろ甲宅に放火しこれを全焼させ、乙の死体を損壊した。

なお一般的には、空気を静脈に注射することにより空気栓塞を起こし死亡するには、70ccから300ccが必要だと言われている。

甲と丙の罪責を述べよ。(ただし、特別法違反の点を除く)